

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年9月1日 至 令和6年8月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 恵 会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 光風台病院 長崎県長崎市鳴見台2丁目45番20号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成4年9月24日

(4) 設立登記年月日 平成4年10月1日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	中里和子	
理 事	戸川恵	光風台病院管理者
同	浅見昭彦	
同	西岡敏	
同	折原重光	
同	中村源之助	
監 事	小崎富雄	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	光風台病院	長崎県長崎市鳴見台2丁目45-20	一般病床 100床 療養病床 50床

- 注）1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
指定居宅介護支援事業者 光風台病院	長崎県長崎市鳴見台 2丁目45番20号	
サービス付き高齢者向け住宅 マザリーホーム光風台	長崎県長崎市鳴見台 2丁目45番20号	
特定施設入居者生活介護事業者 マザリーホーム光風台	長崎県長崎市鳴見台 2丁目45番20号	
訪問介護事業者 マザリーホーム光風台	長崎県長崎市鳴見台 2丁目45番20号	
訪問介護事業者 マザリーホーム光風台	長崎県長崎市鳴見台 2丁目45番20号	介護予防・日常生活支援総合事業
指定障害児通所支援事業所 こどもてらす光風台	長崎県長崎市鳴見台 2丁目45番20号	障害児通所支援事業

- 注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年10月14日 理事の報酬改定に関する件

令和5年11月7日 第31期決算の承認の件
第32期計画の承認の件
組織体系の件

令和6年9月10日 第32期決算見込の件
第33期計画の承認の件

様式 3 - 2

法人名 医療法人 恵 会
所在地 長崎市鳴見台2丁目45-20

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(令和6年8月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	325,811	I 流 動 負 債	320,789
現金及び預金	74,836	支払手形	
事業未収金	238,194	買掛金	
有価証券		短期借入金	160,000
たな卸資産	7,183	未払金	125,370
前渡金		未払費用	
前払費用	5,244	未払法人税等	
貸倒引当金	▲ 1,400	未払消費税等	1,888
その他の流動資産	1,754	繰延税金負債	
II 固 定 資 産	1,064,411	前受金	5
1 有 形 固 定 資 産	962,080	預り金	19,899
建物	649,887	前受収益	
構築物	14,813	代表者勘定	
医療用器械備品	3,027	その他の流動負債	13,627
その他の器械備品	30,392	II 固 定 負 債	940,556
車両及び船舶	388	医療機関債	
土地	148,718	長期借入金	840,556
リース資産	4,441	リース債務	
その他の有形固定資産	110,414	退職給付引当金	100,000
2 無 形 固 定 資 産	2,107	その他の固定負債	
借地権		負債合計	1,261,345
ソフトウェア	1,109	純資産の部	
その他の無形固定資産	998	科 目	金 額
3 その他の資産	100,224	I 資 本 金	10,000
有価証券		II 資 本 剰 余 金	
長期貸付金		III 利 益 剰 余 金	120,085
役員等長期貸付金		繰越利益剰余金	120,085
長期前払費用		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
その他の固定資産	100,203	その他有価証券評価差額金	
出資金	21	繰延ヘッジ損益	
保険積立金		純資産合計	130,085
III 繰 延 資 産	1,208	負債・純資産合計	1,391,430
繰延税金資産	1,208		
資産合計	1,391,430		

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 恵 会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市鳴見台2丁目45-20

損 益 計 算 書
(自 令和5年9月1日 至 令和6年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,292,317
2 事業費用	1,377,017
(1)事業費	
(2)本部費	
本来業務事業損失	
B 附帯業務事業損益	▲ 84,700
1 事業収益	147,300
2 事業費用	186,924
附帯業務事業損失	
C 収益業務事業損益	▲ 39,624
1 事業収益	
2 事業費用	
収益業務事業利益	
事業損失	▲ 124,324
II 事業外収益	69,087
受取利息	15
その他の事業外収益	69,072
III 事業外費用	18,238
支払利息	18,238
その他の事業外費用	0
経常損失	▲ 73,475
IV 特別利益	0
固定資産売却益	
その他の特別利益	
V 特別損失	0
固定資産売却損	0
その他の特別損失 (固定資産除却損)	
税引前当期純損失	▲ 73,475
法人税・住民税及び事業税	141
法人税等調整額	
当期純損失	▲ 73,616

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人 恵 会

所在地 長崎市鳴見台2丁目45-20

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和5年8月31日現在)

1. 資 産 額	1,391,430 千円
2. 負 債 額	1,261,345 千円
3. 純 資 産 額	130,085 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	325,811
B 固 定 資 産	1,064,411
C 繰 延 資 産 合 計	1,208
D 資 産 合 計 (A+B+C)	1,391,430
E 負 債 合 計	1,261,345
F 純 資 産 (D-E)	130,085

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 恵 会

理事長 中里 和子 殿

私（注1）は、医療法人恵会の令和5年会計年度（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 6 年 11 月 8 日
医療法人 恵 会

監事 小崎 富雄



（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。